

## 別表 1-1 (ワンストップ相談窓口) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業 (福生市)

| 創業支援等事業の目標   |
|--|
| <p>・福生市総合計画(第5期基本計画)に掲げる「地域産業の活力を生み出す」において、「起業を視野に入れたセミナーや、事業所、金融機関、商工会など地域の関係機関との連携に取り組み、新たなにぎわいを創出していきます。」とし「起業の促進」を目指している。これを実現するため、創業支援等の連携体制を強化する。</p> <p>(目標の根拠)</p> <p>・令和3年度に9名程度の相談があったことから、1年間に10名からの相談を受け、そのうち2名の創業を目標とする。</p> <p>(目標数)</p> <p>・創業支援対象者数10件 創業者数2件</p>  |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法   |
| <p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>＜ワンストップ相談窓口＞【既存】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・福生市で創業支援のワンストップ相談窓口を設け、福生市商工会、地域金融機関等と連携し、様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ相談窓口は、福生市シティセールス推進課の職員2名を市の窓口に配置し、相談対応を行う。</li><li>・福生市窓口では、市、県、国の支援施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、市内で創業支援を行っている支援機関をまとめ、支援機関を紹介できるようにする。</li><li>・また、福生市では、相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、福生市商工会が実施する創業支援事業を紹介する等、他の創業支援機関と連携して支援を行う。</li><li>・市のホームページに内にて、創業支援の施策一覧、創業支援機関一覧を掲載する。</li></ul> <p>＜創業に必要な要素と各連携機関が担う役割＞</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. ターゲット市場の見つけ方・・・市の実施する創業支援等事業や、多摩信用金庫(創業支援センターTAMA)が実施する創業塾、セミナー、個別相談(以下、「創業塾等」という。)、福生市商工会が実施する個別相談にて、市場ニーズや成長性のある市場について情報提供等を行う。</li><li>2. ビジネスモデルの構築の仕方・・・市の実施する創業支援等事業や、多摩信用金庫(創業支援センターTAMA)が実施する創業塾等、福生市商工会が実施する個別相談及び創業塾にて、ビジネスモデル構築や財務、税務、雇用のルールや採用時の注意点等のアドバイスを行う。</li><li>3. 売れる商品・サービスの作り方・・・市の実施する創業支援等事業や、多摩信用金庫(創業支援センターTAMA)が実施する創業塾等、福生市商工会が実施する個別相談及び創業塾にて、商品・サービスに対し、強み、弱みを分析し、アドバイスを行う。また、事業者連携を実施し、マッチング等も行う。</li><li>4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について・・・市の実施する創業支援等事業や、多摩信用金庫(創業支援センターTAMA)が実施する創業塾等、福生市商工会が実施する個別相談及び創業塾にて、販売先、ターゲット、販売方法、価格等のアドバイスを行う。</li><li>5. 資金調達・・・市が実施する制度融資や、多摩信用金庫(創業支援センターTAMA)が実施する個別相談や商工会が実施する個別相談及び創業塾にて資金調達へのアドバイスや金融支援を行うとともに、福生市金融団にて融資相談を実施する。</li></ol> |

6. 事業計画書の作成・・・市の実施する創業支援等事業や、多摩信用金庫（創業支援センターTAMA）が実施する創業塾、個別相談、福生市商工会が実施する個別相談及び創業塾にて、事業計画書の作成についてアドバイスを行う。

7. 許認可、手続・・・市の実施する創業支援等事業や、多摩信用金庫（創業支援センターTAMA）が実施する個別相談、福生市商工会が実施する個別相談及び創業塾にて、許認可、手続のアドバイスを行う。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性・・・多摩信用金庫（創業支援センターTAMA）が実施する創業塾、個別相談、福生市商工会が実施する個別相談及び創業塾にて、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について、継続的なアドバイスを行う。

#### <創業支援機関との連携>

・各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者等の情報に対しては、創業支援対象者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、福生市が情報集約・一元化を図り、創業支援カルテを作成する。カルテには、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業支援対象者がどのような支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているかわかるようにし、適切な機関に誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

#### <特定創業支援等事業について>

- ①個別相談（別表1-1、別表2-1）において、経営、財務、人材育成、販路開拓を習得できる個別相談を1ヶ月以上にわたり4回以上受けた者
- ②創業塾（別表2-1、2-4）、創業相談（別表2-3）、セミナー・交流会（別表1-5、2-5）において、1ヶ月以上の期間にわたり、4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講義をそれぞれ受講した者のいずれかに該当し、支援を受けたことが「創業支援カルテ」で確認できる者を、「特定創業支援等事業」を受けた者として、福生市が証明書を発行する。
- ・なお、創業塾（別表2-1、2-4）に参加できなかった（特定の回を欠席した）場合については、その他の特定創業支援等事業と組み合わせることも可能とし、合わせて1ヶ月以上の期間にわたり、4回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身についたことが、「創業支援カルテ」で確認できる者を、「特定創業支援等事業」を受けた者として、福生市が証明書を発行する。

#### <各事業の共通事項について>

- ・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を市が把握することとし、創業希望者・創業者に対するアンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メールにて確認する。
- ・創業後についても、多摩信用金庫（創業支援センターTAMA）や福生市商工会と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、市の広報誌やホームページの掲載、パンフレットの配布を行うなど、広くPRする。
- ・事業の進捗状況を適宜確認し、創業後の支援や、公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援対象者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。

#### (2) 創業支援等事業の実施方法

- ・福生市シティセールス推進課に、担当者を配置し、創業支援機関と連携したワンストップ相談窓口を設置する。
- ・各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、福生市が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、『創業支援カルテ』を作成し、創業支援機関と共有を図る。
- ・HPやチラシ等を用いて本事業を周知する。

- ・創業支援機関との連携を密にするため、半年に1度程度、各創業支援機関担当者との連絡会議を開催し、各創業支援機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

平成27年4月1日～令和9年3月31日

変更箇所については令和7年4月1日～令和9年3月31日

**別表1-2（創業セミナー）【拡充 特定創業支援等事業】**

市町村が実施する創業支援等事業（福生市）

| 創業支援等事業の目標   |
|--|
| <p>（目標の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度に他市と共催した創業セミナー（年2回実施）の参加者数（最大14名）や、特定創業支援申請者数（12名）、空き店舗活用補助金交付決定者数（11名）を参考に、本市独自の事業強化や地域密着型支援による対象者数の増加を見込み、創業支援担当者数20名を目標とし、創業者は1割程度の3名を目標とする。</li> </ul> <p>（目標数）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>創業支援対象者数20人 創業者数3人</li> </ul>  |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法   |
| <p>（1）創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>＜創業セミナー＞ <b>【拡充】</b><br/>創業に対する機運醸成を促し、福生市で創業をしてもらう事を目的に創業セミナーを開催する。福生・昭島の広域で創業支援を実施することで、創業希望者の掘り起こしを広範囲で行うと同時に創業者同士のネットワークの構築を図る。</li> <li>創業に対する機運醸成を促し、福生市での創業や創業後の定着を目的に市単独で創業セミナーを開催する。また、セミナーを通じ、創業希望者の掘り起こしを広く行うと同時に創業者同士のネットワークの構築を図る。さらに、本セミナーを福生市認定創業支援等事業計画における「特定創業支援等事業」に位置付けることで、規定を満たした受講者に対して、登録免許税の軽減等の支援制度が適用されるようにする。<br/>実施回数：年4回 定員：20名程度</li> <li>年間4回程度を目安に創業を検討している方、創業に向けて準備をしている方を対象としたセミナーを実施する。</li> <li>創業に関する基礎的な内容から、実践的な事業計画書の作成講座まで幅広い内容で実施する。</li> <li>1ヶ月以上の期間にわたり、4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講義をそれぞれ受講した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</li> <li>なお、セミナーに参加できなかった（特定の回を欠席した）場合については、その他の特定創業支援等事業と組み合わせることも可能とし、合わせて1ヶ月以上の期間にわたり、4回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身についたことが、確認できる者を、「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</li> </ul> <p>（2）創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間3回程度を目安に創業を検討している方、創業に向けて準備をしている方を対象としたセミナーを実施する。</li> <li>創業に関する基礎的な内容から、実践的な事業計画書の作成講座まで幅広い内容で実施する。</li> <li>年間4回程度を目安に創業を検討している方、創業に向けて準備をしている方を対象としたセミナーを実施する。</li> <li>創業に関する基礎的な内容から、実践的な事業計画書の作成講座まで幅広い内容で実施する。</li> </ul> |
| 計画期間   |
| <p>令和7年4月1日～令和9年3月31日<br/>           変更箇所については令和7年4月1日～令和9年3月31日<br/>           本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第15回認定日以降の申請が対象となる。</p>   |

**別表 1-3（創業者への補助金交付）【既存】**

市町村が実施する創業支援等事業（福生市）

| 創業支援等事業の目標   |
|--|
| <p>（目標の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・支援実績としては令和3年度に福生市空き店舗活用補助金として、6名が交付を受けたことから、1年間で、同程度の申請者6名、そのうち6名の創業を目指す。</li></ul> <p>【参考】1件あたりの補助上限額：600千円</p> <p>（目標数）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・創業支援対象者数6人 創業者数6人</li></ul> |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法   |
| <p>（1）創業支援等事業の内容</p> <p>&lt;創業者への補助金交付&gt;【既存】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市内で新規に開業しようという方を対象に、補助する。</li></ul> <p>（2）創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・申請した後、審査を行い、交付、不交付を決定する。</li></ul>                         |
| 計画期間   |
| 平成29年4月1日～令和9年3月31日<br>変更箇所については、令和5年4月1日～令和9年3月31日  |

別表 1-4 (開業資金融資の斡旋) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業 (福生市)

| 創業支援等事業の目標  |
|---|
| (目標の根拠)<br>令和3年度の申請件数が3名からあり、そのうち3名が創業したことから、1年間で同程度の4名の相談を受け、そのうち4名の創業を目標とする。<br>(目標数)<br>・創業支援対象者数4人 創業者数4人   |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法  |
| (1) 創業支援等事業の内容<br>＜開業資金融資の斡旋＞ 【既存】<br>・福生市の設けている制度融資では市が利子額及び信用保証料の全部を負担するため、低負担で開業に必要な資金の調達を可能にする。<br><br>(2) 創業支援等事業の実施方法<br>・開業資金融資の申請者 (または指定金融機関の融資担当者) は東京信用保証協会の保証決定となった後、市に融資申込みを行い審査を経た後、指定金融機関より融資が実行される。<br>・要綱に定める申込要件を満たす者を対象に、最長84か月、上限1,000万円の融資を行う。<br>・年間1.775% (小口融資では1.575%) の利子額のうち、年間1.15%分について市が利用者に代わって負担を行う。<br>・東京信用保証協会の保証を得る際の保証料市が負担する。 |
| 計画期間  |
| 令和2年4月1日から令和9年3月31日<br>変更箇所については令和5年4月1日から令和9年3月31日   |

**別表 2-1 (個別相談・創業塾) 【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

| 実施する者の概要   |
|--|
| <p>(1) 氏名又は名称<br/>福生市商工会</p> <p>(2) 住所<br/>〒197-0022 東京都福生市本町92番地 5</p> <p>(3) 代表者の氏名<br/>会長 山下 真一</p> <p>(4) 連絡先<br/>TEL : 042-551-2927<br/>FAX : 042-551-6179</p>  |
| 創業支援等事業の目標   |
| <p>(目標の根拠)</p> <p>&lt;個別相談&gt;<br/>・個別相談の令和3年度実績として、2人から個別相談があり、実際に創業に結び付いたのは2人であったことから、1年間あたり3名の相談を受け、そのうち3名の創業を目標とする。</p> <p>&lt;創業塾&gt;<br/>・青梅商工会議所と共催で行っている創業塾において、令和3年度の実績が参加者66名(うち福生市6名)であったことから、1年間あたり6名の参加者、1名の創業者を目標とする。</p> <p>&lt;創業塾&gt;<br/>・福生市含む24市町村の各商工会と東京都商工会連合会にて共催で行っている創業塾において、令和4年度の実績が参加者63名(うち福生市2名)であったことから、1年間あたり2名の参加者、1名の創業者を目標とする。</p> <p>(目標数)</p> <p>・支援対象者数11人 創業者数5人</p>   |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法   |
| <p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>&lt;個別相談&gt; 【既存・特定創業支援等事業】</p> <p>・経営、財務、人材育成、販路開拓を習得できる個別相談を、商工会窓口にて随時実施する。</p> <p>&lt;創業塾&gt; 【拡充・特定創業支援等事業】</p> <p>・青梅商工会議所と共催で年2回、全5コマの創業塾を開催する。</p> <p>・東京都商工会連合会と共催で年間全3回程度(各回原則5日間以上の開催)開催する。</p> <p>&lt;特定創業支援等事業について&gt;</p> <p>・経営、財務、人材育成、販路開拓を習得できる個別相談を1ヶ月以上にわたり4回以上受けた者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</p> <p>・1ヶ月以上の期間にわたり、4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく講義をそれぞれ受講した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</p> <p>・なお、創業塾に参加できなかった(特定の回を欠席した)場合については、その他の特定創業支援等事業と組み合わせることも可能とし、合わせて1ヶ月以上の期間にわたり、4回以上の支援を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身についたことが、確認できる者を、「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</p> <p>・カリキュラム案</p> <p>①起業で成功するための準備・財務管理の基礎知識&lt;財務&gt;</p> <p>②経理と会計の基礎知識・Webの知識と活用法&lt;経営&gt;</p> <p>③人事労務の基礎知識&lt;人材育成&gt;</p> <p>④起業するまでにしなければいけないこと</p> |

⑤企業には欠かせない販路開拓<販路開拓>

(2) 創業支援等事業の実施方法

<個別相談>

- ・1回につき40分から60分程度の相談を実施。

<創業塾>

- ・青梅商工会議所及び東京都商工会連合会との連携を図り実施する。
- ・1コマにつき休憩を挟みながら5時間～6時間程度の講義を行う。
- ・福生市では広報誌やホームページでの事業周知を図る。また、チラシの配架やポスターの掲出を行い、事業PRを進める。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに福生市に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者に対しては、福生市の制度融資、利子補給制度を積極的に紹介し、活用してもらうこととし、その後の創業の有無や実績等を電話にて確認する。連絡会議等において、事業の実績、その後の状況など情報共有を行い、必要に応じて継続的な支援を行う。

計画期間

令和2年4月1日から令和9年3月31日

変更箇所については令和5年6月23日から令和9年3月31日本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。

**別表 2-2 (融資相談) 【既存】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

| 実施する者の概要         |   |
|------------------|---|
| (1) 氏名又は名称       | 福生市金融団(多摩信用金庫福生支店、西武信用金庫福生支店、西武信用金庫牛浜支店、青梅信用金庫福生支店、大東京信用組合福生支店、西多摩農業協同組合福生支店)   |
| (2) 住所           | 多摩信用金庫福生支店：東京都福生市本町24番地<br>西武信用金庫福生支店：東京都福生市福生768番地<br>西武信用金庫牛浜支店：東京都福生市牛浜95番地<br>青梅信用金庫福生支店：東京都福生市本町76番地3<br>大東京信用組合福生支店：東京都福生市大字福生1004番地<br>西多摩農業協同組合福生支店：東京都福生市本町16番地  |
| (3) 代表者の氏名       | 多摩信用金庫福生支店：支店長 古川 善己<br>西武信用金庫福生支店：支店長 伊藤 茂樹<br>西武信用金庫牛浜支店：支店長 吉田 健一<br>青梅信用金庫福生支店：支店長 青木 誠一<br>大東京信用組合福生支店：支店長 久保田 健一<br>西多摩農業協同組合福生支店：支店長 小山 和博   |
| (4) 連絡先          | 多摩信用金庫福生支店：TEL553-6111 Fax553-6119<br>西武信用金庫福生支店：TEL551-1211 Fax551-1276<br>西武信用金庫牛浜支店：TEL552-6611 Fax553-3329<br>青梅信用金庫福生支店：TEL551-0111 Fax551-2696<br>大東京信用組合福生支店：TEL553-0611 Fax553-1049<br>西多摩農業協同組合福生支店：TEL 553-0355 Fax553-6628 |
| 創業支援等事業の目標       |   |
| (目標の根拠)          | ・創業者へ開業時に必要な資金の融資を行うとともに、本計画に位置付けられている他の支援事業についても情報提供を行う。<br>・昨年の実績として、各金融機関全体で18名から創業相談を受けたことから、1年間に同等程度の20名の相談を受け、そのうち三割程度の6名の創業を目標とする。   |
| (目標数)            | ・創業支援対象者数20人 創業者数6人   |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法 |   |
| (1) 創業支援等事業の内容   | ＜融資相談＞【既存】<br>・創業者の事業開始段階において、融資に係る相談を受け、必要かつ審査要件を満たす場合には、融資を実行し、創業者を経済面から支援する。また、本事業計画に位置付けるその他の支援メニューが有効だと想定できる場合には、これらの情報提供を行い、適切な窓口へと誘導する。  |
| (2) 創業支援等事業の実施方法 | ・各金融機関の窓口及び電話で、融資担当者が創業希望者の相談を受け、創業の段階にあわせて融資及び情報提供を実施する。<br>・また、相談を受ける際、相談者の性別、年齢、相談後の創業の有無を記録し、年度末に市へ報告を行う。<br>・福生市及び創業支援等事業者は窓口などに来た相談者に対しても、当事業を案内する。   |

| 計画期間 |
|------|
|------|

|                     |
|---------------------|
| 令和2年4月1日から令和9年3月31日 |
|---------------------|

|                              |
|------------------------------|
| 変更箇所については令和5年4月1日から令和9年3月31日 |
|------------------------------|

別表 2-3 (創業相談) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

| 実施する者の概要  |
|---|
| <p>(1) 氏名又は名称： 多摩信用金庫 (創業支援センターTAMA)<br/>                     (2) 住所： 東京都立川市緑町3-4<br/>                     (3) 代表者の氏名： 理事長 八木 敏郎<br/>                     (4) 連絡先： 価値創造事業部 法人支援グループ 創業支援担当<br/>                     電話番号 042-526-7766 F A X 042-526-2250</p>  |
| 創業支援等事業の目標  |
| <p>(目標の根拠)</p> <p>◆創業相談者数： 100人 ※多摩地域相談数 (広域事業)<br/>                     多摩地域：八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町</p> <p>◆対象者： 創業予定者及び創業間もない方</p> <p>◆創業率： 創業相談者の20%<br/>                     (目標数)</p> <p>◆多摩地域全体単年度目標<br/>                     創業支援対象者数：100人 創業者数：20人</p> <p>◆福生市単年度目標<br/>                     創業支援対象者数：10人 創業者数：2人</p>   |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法  |
| <p>(1) 創業支援等事業の内容「創業相談事業」 (既存・特定創業支援等事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「創業支援センターTAMA」 (事務局：多摩信用金庫) のインキュベーションマネージャーが1時間程度無料の個別相談を実施する。年間70名の相談者を100名に増加させる。</li> <li>・「課題解決プラットフォームTAMA」のコーディネーター及び専門家が1～2時間程度無料で課題や相談を聞き、内容に応じ対応方法をアドバイスする。</li> <li>・上記相談事業のうち、インキュベーションマネージャー・コーディネーター・専門家のアドバイスを1か月以上にわたって継続的に実施し (合計4回以上)、経営、財務、人材育成、販路開拓を全て習得できる事業とする。</li> <li>・事業進捗のフォローアップに関しては、電話連絡・メールをする他、営業担当者との連携による定期的な訪問活動を実践し、金融相談、販路拡大、産学連携、新商品・サービスの開発、海外展開、不動産有効活用等の相談業務、情報提供を行っていく。</li> <li>・インキュベーションマネージャー・コーディネーター・専門家のアドバイスを1か月以上にわたって継続的に実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓を全て身に付けた (セミナー・創業塾を合わせても可) 者を「特定創業支援等事業を受けた者」とする。</li> </ul> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「創業支援センターTAMA」に所属しているインキュベーションマネージャー、「課題解決プラットフォームTAMA」に登録しているコーディネーター、専門家により相談、アドバイスを実施する。</li> <li>・創業支援センターTAMAの特定創業支援等事業を受ける方すべてに受付票に個人を特定できる事項等を記入いただき、パソコン上でデータ管理する。福生市役所からの問合せには随時対応する。</li> </ul> |

- ・当該科目の個別相談の他に創業塾やセミナー等に参加することにより、経営、財務、人材育成、販路開拓に関するカリキュラムを補うことができる。
- ・個別相談事業を受けた者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、福生市からの照会に応じる。
- ・福生市は当該事業において、相談希望者を創業相談事業に案内し、本広域事業の広報を行う。
- ・福生市は、福生市外で相談、アドバイスをを受けた者についても、市内で創業を希望するものに対しては、多摩信用金庫に照会をしたうえで、証明書を発行する。
- ・個人情報については、内規により適切に管理し、公開出来る範囲で市もしくは各連携支援機関と情報共有していく。

計画期間

令和2年4月1日から令和9年3月31日

変更箇所については令和5年4月1日から令和9年3月31日

本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第10回認定日以降の申請が対象となる。

## 別表2-4（創業塾）【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

| 実施する者の概要  |
|---|
| (1) 氏名又は名称： 多摩信用金庫(創業支援センターTAMA)<br>(2) 住所： 東京都立川市緑町3-4<br>(3) 代表者の氏名： 理事長 八木 敏郎<br>(4) 連絡先： 価値創造事業部 法人支援グループ 創業支援担当<br>電話番号 042-526-7766 F A X 042-526-2250  |
| 創業支援等事業の目標  |
| (目標の根拠)<br><b>◆創業塾の開催： 10回 ※多摩地域相談数（広域事業）</b><br>多摩地域：八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町<br><b>◆対象者：</b> 創業予定者及び創業間もない方<br><b>◆創業率：</b> 創業塾参加者のうち20%程度の創業を目指す。<br>(目標数)<br><b>◆多摩地域全体単年度目標</b><br>創業支援対象者数：50人 創業者数：10人<br><b>◆福生市単年度目標</b><br>創業支援対象者数：5人 創業者数：1人  |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法  |
| (1) 創業支援等事業の内容<br><b>&lt;創業塾事業&gt; 【既存・特定創業支援等事業】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「創業支援センターTAMA」（事務局：多摩信用金庫）と創業支援等機関が連携し、創業者に対して、経営ノウハウ（経営、財務、人材育成、販路開拓等）を身につける創業塾を開催する。</li> <li>・創業塾を年間10回程度開催し、1回の創業塾は1週間に1日程度で4週間（4回）以上の開催とし、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を全て習得できる事業を特定創業支援等事業とし、その後も事業進捗をフォローする。</li> <li>・事業進捗のフォローアップに関しては、電話連絡及びメールをする他、営業担当者との連携による定期的な訪問活動を実践し、金融相談、販路拡大、産学連携、新商品・サービスの開発、海外展開、不動産有効活用等の各種相談業務、情報提供を行っていく。</li> <li>・10回程度開催される創業塾は、多摩地域で開催されるものであり、多摩地域に住んでいる方もしくは、多摩地域で創業を予定している方であれば、どの創業塾へ参加しても良い。</li> <li>・創業塾の全カリキュラムを修了した者を「特定創業支援等事業を受けた者」とする。欠席した場合は、個別相談やセミナーで補うことができることとする。</li> </ul> (2) 創業支援等事業の実施方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間10回程度、期間5月～3月の11か月間で各々実施。内容に応じて、覚書を締結した創業支援等機関（NPO法人や企業、団体等）と共催で実施する。</li> <li>・創業支援センターTAMAの特定創業支援等事業を受ける方すべてに受付表に個人を特定できる事項等を記入いただき、パソコン上でデータ管理し、福生市からの問い合わせには随時対応する。また創業塾の受講者の氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、福生市からの照会に応じる。</li> <li>・創業塾を受けた者については、全カリキュラムを修了した者に創業塾修了証を交付する。欠席があった場合には、該当科目の個別相談やセミナー等に参加することによってカリキュラムを補うことができる。</li> <li>・福生市は、福生市外で創業塾を受けた者についても、福生市内で創業を希望する者に対</li> </ul> |

しては、多摩信用金庫に照会をしたうえで、証明書を発行する。修了証を持参して市役所に来庁した者に関しても同様の扱いとする。

- ・福生市は当該事業において、窓口などに来た相談者を創業塾事業に案内し、本広域事業の広報を行う。
- ・個人情報については、内規により適切に管理し、公開出来る範囲で市もしくは各連携支援機関と情報共有していく。

#### 計画期間

令和2年4月1日から令和9年3月31日

変更箇所については令和5年4月1日から令和9年3月31日

本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第10回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-5 (セミナー・交流会) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

| 実施する者の概要  |
|---|
| (1) 氏名又は名称： 多摩信用金庫(創業支援センターTAMA)<br>(2) 住所： 東京都立川市緑町3-4<br>(3) 代表者の氏名： 理事長 八木 敏郎<br>(4) 連絡先： 価値創造事業部 法人支援グループ 創業支援担当<br>電話番号 042-526-7766 F A X 042-526-2250  |
| 創業支援等事業の目標  |
| (目標の根拠)<br>◆セミナー・イベントの開催： 20回程度 ※多摩地域相談数(広域事業)<br>多摩地域：八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町<br>◆対象者：創業予定者及び創業間もない方<br>◆創業率：セミナー・交流会参加者のうち20%の創業を目指す。<br>(目標数)<br>◆多摩地域全体単年度目標<br>創業支援対象者数：100人 創業者数：20人<br>◆福生市単年度目標<br>創業支援対象者数：10人 創業者数：2人  |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法  |
| (1) 創業支援等事業の内容<br><セミナー・交流会事業> 【既存・特定創業支援等事業】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「創業支援センターTAMA」(事務局：多摩信用金庫)と創業支援等機関が連携し、創業者に対して、経営ノウハウ(経営、財務、人材育成、販路開拓)を身につけるセミナー・交流会を開催する。今までは、年間数回の実施であったが、年間20回へ増加して開催</li> <li>・20回程度開催されるセミナー・交流会は、多摩地域で開催されるものであり、多摩地域に住んでいる方もしくは、多摩地域で創業を予定している方であれば、どのセミナー・交流会へ参加しても良い。</li> <li>・1年間かけて20回程度継続的に開催されるセミナー・交流会であり、各セミナー・交流会ごとに経営、財務、人材育成、販路開拓等のテーマを決めて開催し、各テーマのセミナーをもれなく1回以上(合計4回以上)1か月間にわたって学習させる事業を「特定創業支援等事業」とする。</li> <li>・事業進捗のフォローアップに関しては、電話連絡・メールをする他、営業担当者との連携による定期的な訪問活動を実践し、金融相談、販路拡大、産学連携、新商品・サービスの開発、海外展開、不動産有効活用等の相談業務、情報提供を行っていく。</li> <li>・経営、財務、人材育成、販路開拓の各テーマのセミナーをもれなく1回以上(合計4回以上)1か月間にわたって学習したものを「特定創業支援等事業を受けた者」とする。個別相談や創業塾と組み合わせても可とする。</li> </ul> (2) 創業支援等事業の実施方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間20回程度開催</li> <li>・内容に応じて、覚書を締結した創業支援等機関(NPO法人や企業、団体等)と共催で実施する。</li> <li>・創業支援センターTAMAの特定創業支援等事業を受ける方全てに受付票に個人を特定できる事項等を記入いただき、パソコン上でデータ管理し、福生市からの問い合わせには随時対応する。また、セミナー・交流会の受講者の氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、福生市からの照会に応じる。</li> <li>・当該科目のセミナー等の他に創業塾や個別相談に参加することにより、経営、財務、</li> </ul> |

|   |
|---|
| <p>人材育成、販路開拓に関するカリキュラムを補うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・福生市は、福生市外でセミナーを受けた者についても、福生市内で創業を希望する者に対しては、多摩信用金庫に照会をしたうえで、証明書を発行する。</li><li>・福生市は当該事業において、窓口などに来た相談者をセミナー・交流会事業に案内し、本広域事業の広報を行う。</li><li>・個人情報については、内規により適切に管理し公開出来る範囲で市もしくは各連携支援機関と情報共有していく。</li></ul> |
| 計画期間  |
| <p>令和2年4月1日から令和9年3月31日<br/>変更箇所については令和5年4月1日から令和9年3月31日<br/>本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第10回認定日以降の申請が対象となる。</p>  |

別表 2-6 (創業相談) 【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

| 実施する者の概要   |
|--|
| <p>(1) 氏名又は名称<br/>西武信用金庫</p> <p>(2) 住所<br/>164-0001 東京都中野区中野2-29-10</p> <p>(3) 代表者の氏名<br/>高橋 一郎</p> <p>(4) 連絡先<br/>①TEL：西武信用金庫 地域協創部 電話番号 03-6382-7016</p>   |
| 創業支援等事業の目標   |
| <p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西武信用金庫営業エリア内目標数 (広域事業：西武信用金庫営業エリア内) <ul style="list-style-type: none"> <li>創業相談者数 20人</li> <li>創業者数 4人 (創業相談者数の20%)</li> </ul> </li> <li>・福生市における目標数 <ul style="list-style-type: none"> <li>創業相談者数 1人</li> <li>創業者数 1人</li> </ul> </li> <li>・西武信用金庫営業エリア内<br/>千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、所沢市、入間市、相模原市</li> </ul> <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業支援対象者数：1人</li> <li>・創業者数：1人</li> </ul>  |
| 創業支援等事業の内容及び実施方法   |
| <p>(1) 創業支援等事業の内容<br/>＜創業相談＞【既存・特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業希望者、創業間もない事業者を対象に、創業期における事業課題に対する相談会を開催。希望者に応じて個別、単発の相談も可能とし、この創業相談を「特定創業支援等事業」に位置づけ、他の認定連携創業支援等事業者による特定創業支援等事業を含めて1か月以上にわたり、4回以上参加し、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身についたと認められる者を「特定創業支援等事業」の要件を満たした者とする。</li> </ul> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施場所：西武信用金庫営業エリア内</li> <li>・運営方法：事前予約制とし、本支店担当者又は西武信用金庫紹介先の専門家が営業店等において創業相談に対応する。</li> <li>・個別相談会のほかに創業セミナーへの参加を行い、経営・財務・人材育成・販路開拓の内容を理解することにより補うことができる。</li> <li>・福生市は、当該事業において、相談希望者を創業相談事業に案内し、本広域事業の広報を行う。</li> <li>・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、名簿の管理については、個人情報保護法を遵守し福生市からの照会に応じる。</li> </ul> |

- ・福生市は、福生市以外で創業相談、創業セミナーを受けた者についても、福生市で創業を希望する者に対しては、西武信用金庫に照会したうえで、証明書を発行する。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者に対しては、福生市の制度融資、利子補給制度を積極的に紹介し、活用してもらうこととし、その後の創業の有無や実績等を電話、メール等にて確認する。またその後の状況など情報共有を行い、必要に応じて継続的な支援を行う。

計画期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

別表 2-7 (セミナー・イベント事業) 【既存・特定創業支援等事業】  
市町村以外の者が実施する創業支援等事業

| 実施する者の概要   |
|--|
| <p>(1) 氏名又は名称<br/>西武信用金庫</p> <p>(2) 住所<br/>164-0001 東京都中野区中野2-29-10</p> <p>(3) 代表者の氏名<br/>高橋 一朗</p> <p>(4) 連絡先<br/>①TEL: 西武信用金庫 地域協創部 電話番号 03-6382-7016</p>  |
| 創業支援等事業の目標   |
| <p>(目標の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業セミナー・イベント: 3回程度 (広域事業: 西武信用金庫営業エリア内)</li> <li>・西武信用金庫営業エリア内目標数 <ul style="list-style-type: none"> <li>創業支援者数 90人 (3回×30人=90人)</li> <li>創業者数 18人 (20%の創業を目指す)</li> </ul> </li> <li>・福生市における目標数 <ul style="list-style-type: none"> <li>創業支援者数 1人</li> <li>創業者数 1人</li> </ul> </li> <li>・西武信用金庫営業エリア内<br/>千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、所沢市、入間市、相模原市</li> </ul> <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業支援対象者数: 1人</li> <li>・創業者数: 1人</li> </ul> |
| <p>(1) 創業支援等事業の内容<br/>＜セミナー・イベント事業＞【既存・特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業前後に必要とされる経営、財務、人材育成、販路開拓に関するテーマとしたセミナー・イベントを1か月以上に亘り全4回実施。創業前後の事業者および創業予定者や認定連携創業支援等事業者、地域事業者、外部講師、福生市などの協力のもとセミナー・イベントを企画し、福生市での創業気運を高め創業につながる内容を実施していく。</li> <li>・各テーマのセミナーをもれなく1回以上(合計4回以上)1ヶ月間にわたって学習し、知識は身についたと認められる者を「特定創業支援等事業」の要件を満たした者とする。</li> </ul> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度内で3回の開催を予定とする。</li> <li>・実施場所: 西武信用金庫営業エリア内</li> <li>・運営方法: 事前予約制とし、西武信用金庫側で講師を用意して西武信用金庫関連施設等にて実施する。</li> <li>・受講者が欠席等で補講を希望する場合には、対象項目の個別相談への参加により当該項</li> </ul>  |

目を補うことができる。

- 内容によっては他の創業支援機関等と協力して実施する。
- 福生市は、当該事業において、相談希望者を創業相談事業に案内し、本広域事業の広報を行う。
- 特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容・受講日等記載した名簿を作成し、名簿の管理については、個人情報保護法を遵守し、福生市からの照会に応じる。
- 福生市は、福生市以外で創業相談、創業セミナーを受けた者についても、福生市で創業を希望する者に対しては、西武信用金庫に照会したうえで、証明書を発行する。
- 特定創業支援等事業の資格を満たした者に対しては、福生市の制度融資、利子補給制度を積極的に紹介し、活用してもらうこととし、その後の創業の有無や実績等を電話、メール等にて確認する。またその後の状況など情報共有を行い、必要に応じて継続的な支援を行う。

計画期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日